

令和3年度 札幌都心プロモーション動画（エネルギー編）制作業務

公募型企画競争 提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「令和3年度 札幌都心プロモーション動画（エネルギー編）制作業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

1 業務名

令和3年度 札幌都心プロモーション動画（エネルギー編）制作業務

2 背景および目的

札幌市は、都市機能が高度に集積する都心において、その特徴を捉えたまちづくりを進めるための行政計画である「第2次都心まちづくり計画」および「都心エネルギープラン」を策定している。現在、都心は建物老朽化に伴うリニューアル時期を迎えており、この機会を捉え、計画に基づく取組を官民協働で進めることにより、札幌にヒト・モノ・投資を呼び込み、魅力と活力にあふれる都心の実現を目指している。

本業務は、これら都心における取組のうち、都心エネルギープランに基づく取組内容について対外発信することにより、特に国内外企業等に対し札幌のエネルギー施策やエネルギーインフラ状況への理解を促し、都心での開発や企業立地の機運向上を図ることを目的とし、イベントや企業向け展示会等での放映を想定した動画コンテンツを制作するものである。

3 業務内容

(1) 動画の企画

ア 動画のターゲット

- ・都心において再開発等を行うことを検討する開発事業者および地権者

札幌都心で新たな開発を行うとした場合、都心エネルギープランに基づく開発計画とすることにより、環境負荷低減に寄与することに加え、エネルギーインフラの

活用によって業務継続性の向上にもつながり、結果として投資の呼び込みや、移転入居を検討する企業から選ばれる建物となるメリットがあることへの理解促進を図る。

・札幌都心のビル等への移転を検討する企業

企業が自社の立地を検討する場合、札幌都心は都心エネルギープランに基づき、環境建築や業務継続性の向上を後押ししており、都心にはエネルギーネットワークに接続されたビル開発が進んでいることにより、CSR や業務継続性の観点から札幌都心が有力な候補となるよう、札幌都心での取組への理解促進を図る。

イ 発信する内容

積雪寒冷地でのエネルギーの取組、エネルギーインフラの整備、建物建替え時期の到来などの都心の特徴に加え、まちづくりへの官民連携でのチャレンジ、LEED for Cities のプラチナ認証、および都心エネルギープランに基づく施策などについて触れた内容とすること。

ウ 動画尺

動画のターゲットごとに1分間程度の動画と、1分間の動画を短縮した15秒の動画を作成する。(1分程度の動画：2本+15秒の動画：2本 計4本)

エ 音声、BGM等

音声がある場合は日本語音声とし、日本語/英語字幕をつけること。

BGM、効果音などを使用し、効果的であり映像と調和するものとする。

オ 想定する活用方法

- ・多様な参加者による交流事業（フォーラム等）や、企業を対象とした展示会においてプロジェクターやディスプレイで放映
- ・市役所、区役所等市有施設に設置されているディスプレイで放映
- ・札幌市内の街頭スクリーン等で放映
- ・札幌市公式ホームページ（youtube）への掲載

カ 映像品質

画角（アスペクト比）は16：9、画質はハイビジョン（1080P相当）とする。

キ その他

- ・本業務で作成する動画は、イベント等での活用において、連続放映することが想定される。また札幌都心でのまちづくりを発信する動画は、次年度以降も継続して作

成することを想定している。札幌都心での官民連携によるまちづくりの視点で、連続性を持たせた動画のスタートとエンドとし、動画が連続再生されることを想定した構成とすること。

- ・製作スタッフ等のエンドロールは省略する。なお映像の発信元が札幌市であることが分かるようクレジット表記を挿入すること。制作会社名等のテロップ挿入は可能とする。
- ・実写等により演者を出演させることを想定する場合は、その人選について本市担当者と協議を行うこと。

(2) 動画制作

(3) 動画制作に伴う連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録等の業務一式

(4) その他上記業務に付随する業務

4 業務規模

2,300千円（消費税および地方消費税10%を含む）を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 委託期間

契約締結日から令和4年3月23日（水）まで

6 成果品

(1) 動画データ

MP4、FLV、WMV および MPEG2 の形式にて、DVD に保存し納品すること。なおコピーガードは設けず、リージョンコードの制限を行わないこと。納品数量は10枚とし、納品荷姿はスリムプラケース入りとする。

(2) その他、本業務に際し作成した資料等のうち担当者が必要と認めるもの

7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において業種が「役務（一般サービス業）」に登録されている者であること。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
 - (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 7 条に規定する暴力団関係事業者でないこと。
 - (7) 国、地方公共団体または企業が発注した動画制作業務を受託し、履行した実績があること。
- ※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(7)を満たす必要があることに注意すること。
- ※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 企画提案を求める項目

(1) 企画提案書

ア 企画の方針

本市の行政計画に基づく取組、および本市都心の特徴をどのように捉え、動画制作の目的をどのように達成するかについて、企画の方針を提案すること。

イ 動画構成

動画のターゲットの興味・関心を喚起するとともに、本市の行政計画に基づく取組や、本市都心の特徴についての理解促進につながる動画構成について提案すること。

また想定する活用手法を踏まえ、動画のターゲットに強く印象に残る動画構成について提案すること。

- (2) 過去の類似業務実績について
- (3) 業務体制の概要および実施方法について
- (4) 業務スケジュールについて

9 申込方法

(1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所ホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要および実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税および地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務内容」で定める(1)～(4)の4項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法および提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(3) 提出期限

令和3年10月20日(水)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

※ 冊子版は後述「**15 問い合わせ先**」において配布

イ 都心エネルギーアクションプラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

※ 冊子版は後述「**15 問い合わせ先**」において配布

10 質問および回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAX又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和3年度 札幌都心プロモーション動画（エネルギー編）制作業務 質問書」とし、令和3年10月15日（金）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知した方が良く判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和3年度 札幌都心プロモーション動画（エネルギー編）制作業務」企画競争実施委員会（以下、『実施委員会』と言う。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある。）
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する可能性がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

- ア 一次審査（書類審査） 令和3年10月22日（金）
- イ 最終審査（ヒアリング） 令和3年11月1日（月）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を越えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一時審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が

同点となった場合は、評価の視点(1)①～③の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。

- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 企画提案書	
① 業務への理解度 ・業務の目的を理解しているか	20
② 企画の方針 ・本市の行政計画に基づく取組を的確に捉えた提案内容となっているか。 ・本市都心の特徴を的確に捉えた提案内容となっているか。	25
③ 動画構成 ・動画のターゲットの興味・関心を喚起する動画構成となっているか。 ・本市の行政計画に基づく取組や、本市都心の特徴について理解促進につながる動画構成となっているか。 ・想定する活用手法を踏まえ、動画のターゲットに強く印象に残る動画構成となっているか。 ・提案は分かりやすいか。	30
(2) 過去の類似業務実績について ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。	5
(3) 業務体制の概要および実施方法について ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 ・業務の目的等を十分に理解した業務体制および実施方法となっているか。	10
(4) 業務スケジュールについて ・履行期間内に十分執行可能なスケジュールとなっているか。	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領および各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者および提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出および追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本プロポーザルに関連して得られた個人および企業情報等の全てについて、本市および当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供又は情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所5階）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：吉村、菅原 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112